

令和元年度坂東市プレミアム付商品券

取扱店申込みに伴う留意事項

～以下の事項をご確認のうえ、お申込みください～

■取扱店参加資格

- 坂東市内に事業所、店舗等を有し、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる事業所。ただし、次の事業者を除きます。
- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業を行っているもの

■商品券取扱店の周知について

- ・商品券の販売時に、『商品券取扱店舗（事業所）一覧』を配布します。
※8月23日（金）までにお申し込みされた事業所は、販売時に配布する「商品券取扱店舗（事業所）一覧」に掲載をいたします。
※8月24日以降も継続して取扱事業所の申込は受け付けます。
- ・坂東市及び坂東市商工会のホームページに、『商品券取扱店舗（事業所）一覧』を掲載します。
- ・商品券見本・のぼり旗（予定）を後日配布しますので、ご活用ください。

■商品券の換金について

- ・換金請求書に記入捺印のうえ、商品券を添えて、坂東市商工会にご請求ください。
用紙は後日配布します。
※商品券には、裏面の指定欄に取扱店の判断ができる印をお願いします。
- ・商品券換金の支払方法は「口座振込」のみとなります。
- ・換金可能な期間は、令和2年3月10日（火）までとします。

※期限を過ぎての換金には一切応じられません。

■商品券の利用対象とならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換及び売買

■商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

■参加店舗の責務等 次に掲げる事項を遵守してください。

- 利用者が使用する商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに坂東市商工会へ報告して下さい。